

県立高等学校等における令和5年4月1日以降の授業実施上の留意事項

1 全教科等に共通した授業実施上の留意事項

- 生徒、教職員のいずれにも、マスクの着用を求めないこととする。
- 感染不安があるなど、様々な事情により、マスクの着用を希望する生徒等がいることから、生徒にマスクの着脱のいずれも強いることのないようにすること。また、マスク着用の有無による差別や偏見等がないよう生徒に対し適切に指導すること。
- 授業実施の際は、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を徹底すること。常時換気が難しい場合も、こまめな換気に努めること。

(内容や方法について)

- ・生徒が対面形式となるグループ活動等を計画する際は、グループの人数を少なくするなどの工夫をした上で実施する。
- ・発表や意見交換等については、声の大きさについて、必要以上に大声にならないように指導した上で、実施する。
- ・一斉に大きな声で話す活動を実施する場合は、近距離で向かい合っでの発声は控える。
- ・校外講座や外部実習、インターンシップ、デュアルシステム等の実施については、実習先の状況を確認した上で実施すること。
- ・校外学習等において、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合は、生徒や教職員にマスク着用を推奨すること。

(教材・教具について)

- ・器具や用具を共用する場合は、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること。

別紙 1

2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項	
保健体育	<p>【体育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内で実施する場合は、気候上可能な限り、常時換気を行うこと。 ○組み合ったり接触したりする運動の際には、大声での発声は控えること。 ○見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声を控えること。 ○医療的ケアの必要な生徒、基礎疾患がある生徒や、感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった生徒には、生徒・保護者の意向を尊重し、授業への参加を強制しないこと。 ○様々な理由からマスクの着用を希望する生徒に対しては、熱中症対策を講じた上で、適切な配慮をすること。
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ○歌唱（合唱）及び管楽器演奏の際は、生徒同士の間隔を可能な限り（1 m程度）とり、歌う（発声する）際は、生徒同士が向かい合って歌わないようにすること。また、教室の構造や周囲の状況も踏まえた上で授業中に窓を閉める必要がある場合は、換気の時間を挟むなど可能な限り換気を行うこと。 ○授業で楽器等を共用する場合は、配置場所や使用順を工夫し、可能な限り身体的な距離を確保すること。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○調理実習については、可能な限り1つの班の人数を少なくするとともに、共用又は備え付けの器具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫すること。 ○調理した料理を試食する際は大声での会話を控え、可能な限り身体的距離の確保をする、座席を向かい合わせにしないなどの工夫をすること。